

## 第18章 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

### 第1節 意見申出制度（別紙1～2参照）

### 第2節 外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価（別紙3参照）

### 第3節 金融モニタリング情報の収集について

#### I 概要

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、預金取扱等金融機関の預金・融資取引や投資信託・保険商品等の販売時の顧客説明、保険会社等の募集手続きや保険金等支払をはじめ、利用者からの苦情対応、顧客情報管理、法令遵守等のリスク管理態勢、経営管理等に関する情報を広く収集している。

#### II 情報の収集状況

##### 1. 収集件数

2018 事務年度の総収集件数は 429 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 226 件（52.7%）、保険会社等に関する情報が 162 件（37.8%）、仮想通貨交換業者や貸金業者等に関する情報が 41 件（9.6%）であった。

なお、2017 事務年度の総収集件数は 385 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 195 件、保険会社等に関する情報が 156 件であった。

##### 2. 業態別の主な情報

###### (1) 預金取扱等金融機関

- ① 口座開設時や預金引き出し時の金融機関の対応
- ② 融資条件の顧客への説明
- ③ 高齢者へのリスク性商品の販売

などについて、利用者からの情報をはじめ、関係者からの情報が寄せられた。

###### (2) 保険会社等

- ① 生命保険募集人や損害保険代理店による募集
- ② 保険契約解約申出時の対応
- ③ 保険金や給付金の支払い事務

などについて、利用者からの情報をはじめ、関係者からの情報が寄せられた。

## 「意見申出制度」について

### 目的と趣旨

金融庁では、金融検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、「意見申出制度」を実施してきましたが、金融検査をはじめとするモニタリングが、オン・オフ一体となった継続的な形態に変化していることに対応する観点、本制度の活用の一層の促進を図る観点から、本制度の対象範囲をオン・オフのモニタリング全般に拡大することとしました。

本制度は、モニタリング担当官と被モニタリング金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目がある場合に、被モニタリング金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度です。

したがって、被モニタリング金融機関は、意見申出を行ったことを理由に、不利益を受けることはありません。

### 対象となるモニタリング

金融検査に限らず、金融庁、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の実施するすべてのモニタリングが対象となります。

### 対象項目

モニタリングにおける検証項目のうち、十分に議論を尽くした上でも認識が相違した項目とし、新たな論点及び主張は対象としません。

### 意見申出期限

意見相違項目の確認を行った日の翌日を起算日として14日以内（期限が土休日に当たる場合は、その翌営業日）を期限とします。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とします。

### 意見申出書の提出方法

モニタリングの際に確認された意見相違項目について、別紙2に事実関係及び自己の認識を明記し、事実関係等に係る資料のほか、必要に応じ会計監査人等の意見書を添付し、別紙1により代表者名において総括審議官宛に提出してください。

なお、モニタリング担当官又は本店所在地を管轄する財務局等経由で提出することができます。

## 意見相違項目の審理

意見申出が行われた項目は、モニタリングの検証項目に関する分野から選任した意見申出審理委員を中心に外部の専門家を交えて審理を行います。

## 審理結果の通知

申出項目の審理結果は、書面により通知します。

## 意見申出様式

(別紙1) 意見申出書 (PDF版) (WORD版)

(別紙2) モニタリング金融機関と検査官(モニタリング担当官)との認識の相違点 (PDF版) (WORD版)

## お問い合わせ先

金融庁総合政策局リスク分析総括課意見申出係

Tel 03-3506-6000(代表)(内線2657、2426)

## 意見申出実績（検査実施日ベース）

## ○ 申出機関数

（2019年6月末現在）

|                | 銀行 | 協同組織<br>金融機関 | 保険会社 | 貸金業者 | その他 | 計  |
|----------------|----|--------------|------|------|-----|----|
| 1999～2015 事務年度 | 22 | 11           | 2    | 5    | 2   | 42 |
| 2016 事務年度      | 0  | 0            | 0    | 0    | 0   | 0  |
| 2017 事務年度      | 1  | 0            | 0    | 0    | 0   | 1  |
| 2018 事務年度      | 0  | 0            | 0    | 0    | 0   | 0  |
| 計              | 23 | 11           | 2    | 5    | 2   | 43 |

平成 30 年 7 月 3 日  
金融庁

## 「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」 報告書の公表について

金融庁では、平成 29 年度金融行政方針において、モニタリングを始めとする検査・監督業務などの金融行政の質の向上のため、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による外部評価を実施することとしたところです。

これを踏まえ、今般、プロティビティ合同会社に委託し、金融機関等へのヒアリング等を通じたモニタリングに関する評価を実施し、その結果が報告書として取りまとめられました。

金融庁としては、今般実施した外部評価にて寄せられた意見を踏まえ、組織として品質管理する仕組みの強化、検査・監督に携わる一人ひとりの職員の専門分野におけるスキル・知識の高度化、対話力の向上等に取り組み、新しい検査・監督を定着させ、また、検査・監督の品質の向上につなげていきます。

なお、具体的な取組みの方向性については、パブリックコメントを受けて修正した検査・監督基本方針の本文中や、検査・監督基本方針のパブリックコメントにおいて寄せられた意見に対して示した金融庁の考え方（「4. 対話における留意事項、創意工夫の尊重」「8. 検査・監督の品質管理」「9. 当局の組織・人材・情報インフラ」等）の中において、今般の評価結果も踏まえて、記載しているところです。

報告書概要については別添 1 (PDF:134KB) を、報告書については別添 2 (PDF:1,206KB) をご覧下さい。

また、検査・監督基本方針に対する「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(PDF:412KB) をご覧下さい。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
検査局総務課  
(内線 2529、2925)

令和元年6月28日  
金融庁

**「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」  
報告書等の公表について**

金融庁では、検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）等において、モニタリングを始めとする検査・監督等の金融行政の質の向上のため、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による外部評価を実施することとしております。

これを踏まえ、今般、プロティビティ合同会社に委託し、金融機関等へのヒアリング等を通じたモニタリングに関する評価を実施し、その結果が報告書として取りまとめられました。

本報告書の提言を踏まえ、金融庁としては、今後、別紙（PDF：63KB）の改善の方向性を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上に努めてまいります。

報告書概要については別添1（PDF：265KB）を、報告書については別添2（PDF：7,593KB）をご覧ください。

**お問い合わせ先**

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
総合政策局リスク分析総括課  
（内線 2567、2426）